

本件は、離婚事件において、不倫関係が疑われる一方配偶者の同居人の転居、転居間隔、就職、役職就任などが極めて不可解なものであるため、同居人の転職日、勤務先会社、会社所在地等、年金受給権と何ら関係のない情報を離婚事件に関しては第三者たる日本年金機構に対して弁護士会照会により求めたところ、同機構は、年金個人情報はこちらをもち扱う各種共済組合等にのみに提供することのみが日本年金機構法で許されているとして、弁護士会照会を拒否し、裁判所からの文書送付嘱託にも応じないとの姿勢をとり続けたため、文書提出命令を申し立てた。開示を求めた情報は、上記同居人の年金受給権を全く侵害することもなく、かつ、本件訴訟以外に個人情報が流出する可能性がないことを理由として論じた。裁判所が文書提出命令発出を予定して日本年金機構に審尋を行った時点で、同機構は情報開示を行った。このことは深刻な問題であって、言い換えれば、日弁連の情報公開・個人情報関係委員会主要委員、弁護士会照会にかかる委員会関係弁護士、福岡県弁護士会の執行部も含め弁護士会照会審査担当弁護士らの全てが、日本年金機構は弁護士会照会に全く応じない実務を行ってきた、という事実を認識していないことも明らかとなった。個人情報保護法の大改正に関与した情報公開・個人情報保護法の権威ある研究者も、このような日本年金機構の実務に関しては認識がなかった。実務上は、同機構の情報開示を諦めた弁護士も多いと推測される。